

平成29年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関の全て（46機関）

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（6機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、人事院及び復興庁

（注1）下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

（注2）二重下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣府の内数として整理。

第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（7機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、金融庁及び消費者庁

第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（30機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>

警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

<法務省に置かれる特別の機関>

検察庁

第6号 会計検査院

（注）平成29年度以降の行政機関の組織改編はない。

Ⅲ 対象期間

平成29年4月1日から30年3月31日までの状況について、30年3月31日現在で調査
(本文中で引用している法令及び条項は平成30年3月31日時点のものである。)

Ⅳ 調査の結果

1 開示請求の件数と処理の状況

(1) 開示請求の件数

ア 平成29年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表1のとおり141,159件であり、28年度に比べて15,000件程度増加している。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、120,558件(85.4%)が本省庁以外での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別でみると、窓口に来所又は郵送によるものが133,467件(94.6%)、オンラインによるものが7,692件(5.4%)となっている。

表1 開示請求の件数

(単位：件、%)

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本省庁	その他	来所・郵送	オンライン
平成29年度 (比率)	141,159 (100)	20,601 (14.6)	120,558 (85.4)	133,467 (94.6)	7,692 (5.4)
平成28年度	126,502 (100)	—	—	118,541 (93.7)	7,961 (6.3)

(注) 平成28年度は、「受付別」の「本省庁」及び「その他」の内訳を把握していない。

イ 主な開示請求の内容について、開示請求件数が多い上位5機関の状況をみると表2のとおりとなっている。

表2 開示請求件数が多い上位5機関の件数及び主な内容

(単位：件)

行政機関名	開示請求件数	主な開示請求の内容
法務省	66,860	不動産登記の受付状況に関する文書(不動産登記受付帳)(55,488)
国土交通省	36,838	土木工事及び建設コンサルタント関係業務等の設計書に関する文書(約25,000)
厚生労働省	12,468	医薬品・医療機器の承認関係に関する文書(約4,500)
人事院	5,025	国家公務員採用試験の過去に出題された問題集(4,844)
防衛省	4,900	基地周辺事業に関する文書(積算内訳、契約書等)(2,000)

(注) 各行政機関の主な開示請求の内容については、資料2を参照。

(2) 処理の状況

平成29年度において各行政機関の長（法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）が処理すべき事案は、表3のとおり、29年度に新たに受け付けた141,159件、前年度から持ち越した9,615件及び他の機関から事案の移送を受けた189件の計150,963件となっている。

この150,963件の処理状況をみると、開示決定等を行ったものが136,808件（90.6%）、途中で請求が取り下げられたものが4,150件（2.7%）、事案の全部を他の機関に移送したものが111件（0.1%）となっている。また、9,894件（6.6%）については、平成30年度に処理が持ち越されている。

(注) 行政機関の長への事案の移送は、法第12条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第13条の規定に基づき独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）から行われる場合があり、いずれの場合についても移送を受けた行政機関の長において開示決定等を行わなければならないこととされている。

同様に、行政機関の長から他の機関（他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。）への事案の移送についても、法第12条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第12条の2の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表3 開示請求事案の処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付事案	前年度からの持ち越し事案	他機関から移送を受けた事案	計	開示決定等がされた事案	取下げ事案	他機関に全部を移送した事案	処理中事案（次年度に持ち越し）
平成29年度 (比率)	141,159	9,615	189	150,963 (100)	136,808 (90.6)	4,150 (2.7)	111 (0.1)	9,894 (6.6)
平成28年度 (比率)	126,502	7,380	162	134,044 (100)	120,483 (89.9)	3,749 (2.8)	133 (0.1)	9,679 (7.2)

(注) 1 本表は、行政機関の長が受け付けた開示請求事案、前年度からの持ち越し事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について、調査日現在（平成30年3月31日。以下同じ。）の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案（次年度に持ち越し）」に計上している。

2 「取下げ事案」とは、行政機関が開示請求を受け付けた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。

3 「他機関に全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「他機関から移送を受けた事案」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「他機関から移送を受けた事案」に計上されている。

4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた事案」と「他機関に全部を移送した事案」とは一致しない。

5 平成28年度に開示請求がされた段階では1件としていた事案を29年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の開示請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、29年度の「前年度からの持ち越し事案」と28年度の「処理中事案（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成29年度には、表4のとおり、128,591件の決定がされ、うち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）は125,715件（97.8%）、不開示決定がされたものは2,876件（2.2%）となっている。また、開示決定のうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが43,482件（33.8%）、一部を開示する決定がされたものが82,233件（64.0%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中には、不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの（法第7条に基づく公益裁量開示）はみられなかった。

また、開示決定されたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、4,460件（3.5%）となっている。

表4 開示決定等の件数

（単位：件、%）

	開示決定等						
	計	小計	開示決定		(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし	不開示決定
			全部を開示	一部を開示			
平成29年度 (比率)	128,591 (100)	125,715 (97.8)	43,482 (33.8)	82,233 (64.0)	0 (0.0)	4,460 (3.5)	2,876 (2.2)
平成28年度 (比率)	112,236 (100)	109,750 (97.8)	41,639 (37.1)	68,111 (60.7)	0 (0.0)	3,062 (2.7)	2,486 (2.2)

(注) 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、表4の「開示決定等」と表3の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

(2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 行政機関の長は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等をしなければならない（法第10条第1項）が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている（同条第2項）。

また、③開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内に開示決定等をすれば足りることとされている（法第11条）。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知することとされている。

平成29年度において開示決定等がされた128,591件についてみると、表5のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが116,846件（90.9%）、期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが6,820件（5.3%）、期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが4,872件（3.8%）となっている。

表5 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

	開示決定 等件数	延長手続を採らな かったもの		延長手続を採っ たもの		期限の特例規定 を適用したもの		合 計	
		期限内 に決定 がされ たもの (a)	期限を 超過し たもの (b)	期限内 に決定 がされ たもの (c)	期限を 超過し たもの (d)	期限内 に決定 がされ たもの (e)	期限を 超過し たもの (f)	期限内に 決定がさ れたもの (a+c+e)	期限を超 過したも の (b+d+f)
平成29年度 (比率)	128,591 (100)	116,846 (90.9)	23 (0.0)	6,820 (5.3)	10 (0.0)	4,872 (3.8)	20 (0.0)	128,538 (100.0)	53 (0.0)
平成28年度 (比率)	112,236 (100)	101,855 (90.8)	39 (0.0)	6,980 (6.2)	10 (0.0)	3,349 (3.0)	3 (0.0)	112,184 (99.9)	52 (0.1)

なお、期限までに開示決定等がされなかったものは、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日を過ぎて決定されたものが23件、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎて決定されたものが10件、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎて決定されたものが20件の計53件（0.0%）となっている。

また、調査日現在、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは、延長手続が採られることなく開示請求があった日から30日が過ぎているものが33件、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎているものが1件の計34件みられる。

これらを行政機関別にみると、期限までに開示決定等がされなかったものは表6、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは表7のとおりである。

期限までに開示決定等がされなかった理由について、関係行政機関では、文書の特定・探索、関係部署との調整、決裁等に時間を要したこと等を挙げている。

これらの事案については、情報公開窓口と開示請求対象文書を保有し開示決定等を行う担当課等との連携により、事案処理についての的確な見通しを立てることを含めた進行管理を徹底することなどにより改善することが必要である。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

表6 期限までに開示決定等がされなかったものの行政機関別内訳

- ① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの
(単位：件)

行政機関名	件 数	期限を超過した日数		
		7日以内	30日以内	30日超
厚生労働省	2	2	0	0
環 境 省	2	0	2	0
防衛装備庁	19	8	11	0
計	23	10	13	0

(注) 各事案の概要については、資料3を参照。

- ② 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの
(単位：件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		7日以内	30日以内	30日超
検 察 庁	1	1	0	0
外 務 省	3	0	3	0
環 境 省	4	2	1	1
原子力規制委	1	0	0	1
防衛装備庁	1	1	0	0
計	10	4	4	2

(注) 各事案の概要については、資料4を参照。

- ③ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
(単位：件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		7日以内	30日以内	30日超
外 務 省	6	0	2	4
防衛装備庁	14	4	10	0
計	20	4	12	4

(注) 各事案の概要については、資料5を参照。

表7 調査日現在、処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの行政機関別内訳

- ① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの
(単位：件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		7日以内	30日以内	30日超
金 融 庁	30	0	0	30
法 務 省	3	0	0	3
計	33	0	0	33

(注) 事案の概要については、資料6を参照。

- ② 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの
(単位：件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		7日以内	30日以内	30日超
内 閣 府	1	0	0	1

(注) 事案の概要については、資料7を参照。

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案4,892件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年を超えているものは168件あった。

なお、1年を超えて開示決定等がなされた理由について、関係行政機関では、開示請求対象文書が著しく大量であることに加え、同時期に同一部局に開示請求が重なっており業務多忙であったこと等を挙げている。

(注) 1年超を要したものの168件の概要については、資料8を参照。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表8のとおり、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものなどがある。

表8 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
平成29年度 (比率)	85,109 (100)	82,436 (96.9)	2,677 (3.1)	620 (0.7)	316 (0.4)
平成28年度 (比率)	70,597 (100)	68,550 (97.1)	2,497 (3.5)	385 (0.5)	177 (0.3)

- (注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。
2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの82,436件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表9のとおり、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否（法第8条）によるもの620件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

表9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当 (比率)		存否応答拒否 (比率)	
		件数	比率	件数	比率
		82,436	(100)	620	(100)
内 訳	第1号 個人に関する情報	69,963	(84.9)	285	(46.0)
	第1号の2 非識別加工情報等	0	(0.0)	0	(0.0)
	第2号 法人等に関する情報	61,660	(74.8)	251	(40.5)
	第3号 国の安全等に関する情報	1,336	(1.6)	18	(2.9)
	第4号 公共の安全等に関する情報	6,355	(7.7)	70	(11.3)
	第5号 審議、検討等に関する情報	918	(1.1)	15	(2.4)
	第6号 事務又は事業に関する情報	7,556	(9.2)	167	(26.9)

- (注) 1件の決定において複数の不開示情報の区分に該当するものがある。

ウ その他の理由とするもの（開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否によるもの以外）316件についてみると、表10のとおり、開示請求に係る対象文書の特定が不十分、開示請求手数料の未納、開示請求書に必要な記載事項が未記載であるなど、全て開示請求の形式上の不備を理由とするもので、開示請求権の濫用を理由とするものはなかった。

表10 その他を理由とするものの内訳

(単位：件、%)

	その他						
		形式上の不備					開示請求権の 濫用
		必要記載事 項未記載	開示請求手 数料未納	対象文書の 特定不十分	その他		
平成29年度 (比率)	316 (100)	316 (100.0)	13 (4.1)	103 (32.6)	202 (63.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
平成28年度 (比率)	177 (100)	176 (99.4)	9 (5.1)	80 (45.2)	106 (59.9)	0 (0.0)	1 (0.6)

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。

(4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、①当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとされ（法第13条第1項（任意的意見聴取））、②公益上の理由により開示しようとするときには、当該機会を与えなければならないこととされている（同条第2項（必要的意見聴取））。

また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置き、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないこととされている（法第13条第3項）。

平成29年度において第三者に対して意見書の提出の機会を付与した事案は、表11のとおり、法第13条第1項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（任意的意見聴取）が4,240件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが3,866件あり、法第13条第2項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（必要的意見聴取）が2件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが1件あった。

表11 第三者に対する意見書提出の機会の付与等の状況

(単位：件、%)

	13条1項に基づき意見書の提出の機会を付与 (任意的意見聴取)				13条2項に基づき意見書の提出の機会を付与 (必要的意見聴取)			
	意見書の提出				意見書の提出			
	反対する旨の意見書				反対する旨の意見書			
	3項通知				3項通知			
平成29年度	4,240	4,109	3,866	3,770	2	2	1	1
(比率)	(100)	(96.9)	(91.2)	(88.9)	(100)	(100.0)	(50.0)	(50.0)

(注) 1 「3項通知」は、意見書の提出の機会を付与した第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された事案のうち、開示決定を行い、法第13条第3項の規定に基づき当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知したものの件数。

2 平成28年度は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の状況を把握していない。

3 審査請求の件数と処理の状況

(1) 審査請求の件数

ア 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長（法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求をすることができる。

平成29年度には、表12のとおり、2,077件の審査請求が行われており、平成28年度と比べて2,161件の減少となっている。

(注) 平成28年度には特定の行政機関において不作為に対する審査請求が大幅に増加したこと等により、行政機関全体として平成27年度の1,595件から大幅に増加した。これは、平成28年4月の改正行政不服審査法の施行に伴い、開示請求に係る不作為についての審査請求が情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の諮問対象に追加されたことなどが影響しているものと考えられるが、平成29年度には減少に転じた。

表12 審査請求の件数 (単位：件)

	審査請求の件数
平成29年度	2,077
平成28年度	4,238

イ 審査請求の理由をみると、表13のとおり、不作為に対する不服が最も多く、1,275件となっており、次いで、行政文書の特定に対する不服があるとするものが580件となっている。また、不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服は468件となっている。

表13 審査請求の理由 (単位：件)

	開示請求者からの審査請求	第三者からの審査請求	計	
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する審査請求	○ 不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服		723	
	○ 行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服			
	○ 存否応答拒否による不開示決定に対する不服			
	○ 形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決定に対する不服			
開示決定に対する審査請求	○ 行政文書の特定に対する不服（開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど）	○ 自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服	3	572
その他の審査請求	○ 不作為に対する不服		1,326	
	○ 事案の移送、期限の延長に関する不服			
	○ 決定内容に関わりのない事項に対する不服等			
計	2,618	3	2,621	

(注) 1件の審査請求において複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表12の審査請求の件数とは一致しない。

(2) 審査請求の処理状況

審査請求を受けた行政機関の長は、①審査請求が不適法で却下する場合、②裁決で審査請求の全部を認容し当該審査請求に係る行政文書の全部を開示する場合を除き、原則として、審査会に諮問した上で、裁決をすることとされている（法第19条第1項）。

（注） 会計検査院を除く行政機関の長は、総務省情報公開・個人情報保護審査会、会計検査院の長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされている。平成29年度は、会計検査院の長が処理すべき審査請求事案（表14～18関係）はなく、また、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会における諮問・答申等の実績（表19関係）もない。

平成29年度において行政機関の長が処理すべき審査請求事案は、同年度に行われた2,077件及び28年度から持ち越された2,668件（注1）の計4,745件となっている。

この4,745件について、その処理状況をみると、表14のとおり、裁決（注2）が行われ処理済みとなっているものが2,078件（43.8%）、取下げ26件（0.6%）、審査会に諮問中を含め平成30年度に処理を持ち越しているものが2,641件（55.6%）となっている。

（注） 1 改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てを含む（以下同じ）。

2 改正前の行政不服審査法による異議申立てに対する決定を含む（以下同じ）。

表14 審査請求の件数と処理状況

（単位：件、%）

	処理すべき件数	新規審査請求件数	前年度からの持ち越し件数	処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)	処理方針、審査会への諮問準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申を受けて裁決の準備中
平成29年度 (比率)	4,745 (100)	2,077	2,668	2,078 (43.8)	26 (0.6)	2,641 (55.6)	2,023 (42.6)	429 (9.0)	189 (4.0)
平成28年度 (比率)	5,662 (100)	4,238	1,424	2,973 (52.5)	18 (0.3)	2,671 (47.2)	2,031 (35.9)	399 (7.0)	241 (4.3)

（注） 1 「処理方針、審査会への諮問準備中等」には、不適法な審査請求であるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決の準備をしているものを含む。

2 平成28年度に審査請求がされた段階では1件としていた事案を29年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の審査請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、29年度の「前年度からの持ち越し件数」と28年度の「処理中（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない。

(3) 裁決の状況

ア 平成29年度に処理済みとされた2,078件についてみると、表15のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったものが618件、審査会に諮問しないで裁決を行ったもの（審査請求が不適法であること等により審査会に諮問する必要がないもの）が1,460件となっている。

裁決の内訳をみると、審査請求に理由がないとして棄却したものが479件（23.0%）、審査請求に理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（審査請求の認容又は一部認容）が計153件（7.4%）、審査請求が不適法であるとして却下したものが1,446件（69.6%）となっている。

なお、平成29年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決を行ったものが1件あった。

表15 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

	棄却	認容	一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	—	14	—	1,446	0	1,460
審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	479	21	118	—	0	618
計 (比率)	479 (23.0)	35 (1.7)	118 (5.7)	1,446 (69.6)	0 (0.0)	2,078 (100)

(注)「その他」は、審査会に諮問をした後に、原処分庁が原処分を取消し又は変更したが、諮問を取り下げず、答申を経て、審査請求の利益が消滅したことをもって却下したもの等である。

イ 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表16のとおり、2年を超える期間を要したものが108件(5.2%)となっている。

表16 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

	裁決 件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
平成29年度 (比率)	2,078 (100)	66 (3.2)	175 (8.4)	371 (17.8)	112 (5.4)	1,246 (60.0)	108 (5.2)
平成28年度 (比率)	2,973 (100)	561 (18.9)	1,146 (38.5)	683 (22.9)	186 (6.3)	284 (9.6)	113 (3.8)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的とし、審査請求事案はできる限り速やかに処理されることが求められている。

このため、行政機関における審査請求事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月3日に各府省申合せを行った。これにより、審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については審査請求を受けてから30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り90日以内に行い、また、答申後の裁決については、原処分を妥当とする答申などにあつては30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り60日以内に行うこととしている。

審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表17のとおり、90日を超えているものが165件(26.8%)となっている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としているもの2,023件をみると、審査請求を受けてから既に90日を経過しているものが1,301件(64.3%)となっている。

表17 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	当該年度に審査会に諮問した件数		処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等	
		審査請求を受けてから審査会に諮問した日までの日数 90日超		審査請求を受けてからの経過日数 90日超
平成29年度 (比率)	616 (100)	165 (26.8)	2,023 (100)	1,301 (64.3)
平成28年度 (比率)	612 (100)	208 (34.0)	2,031 (100)	1,295 (63.8)

審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した165件及び調査日現在、審査会への諮問の準備中等で、審査請求を受けてから既に90日を経過している1,301件を、行政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表17-① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの
(単位：件)

行政機関名	諮問件数	日数区分			
		91～100	101～180	181～365	366～
金融庁	17	1	11	5	0
法務省	1	0	1	0	0
外務省	29	0	2	5	22
文部科学省	31	3	0	28	0
厚生労働省	3	3	0	0	0
特許庁	3	0	2	1	0
国土交通省	3	0	1	0	2
防衛省	78	3	12	13	50
計	165	10	29	52	74

(注) 各事案の概要については、資料9を参照。

表17-② 調査日現在、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、
審査請求を受けてから既に90日超を経過しているもの

(単位：件)

行政機関名	諮問準備中等 件数	日数区分			
		91～100	101～180	181～365	366～
内閣官房	15	0	4	8	3
金融庁	26	0	4	3	19
外務省	90	0	2	2	86
財務省	2	0	1	1	0
文部科学省	14	0	10	4	0
特許庁	14	0	0	7	7
国土交通省	9	1	0	4	4
防衛省	1,131	0	333	161	637
計	1,301	1	354	190	756

(注) 各事案の概要については、資料10を参照。

これらの理由について、関係行政機関では、審査請求事案の処理に当たり関係部署との調整や検討に時間を要したこと、処理担当課の所管業務が著しく多忙であったこと等を挙げている。

これらの事案については、情報公開窓口と審査請求事案の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能であると考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

エ 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表18のとおり、60日を超えているものが114件（18.5%）となっている。

また、調査日現在、審査会に諮問して裁決の準備中の189件をみると、答申を受けてから既に60日を経過しているものが123件（65.1%）となっている。

表18 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

	審査会の答申を受けて 裁決を行ったもの		審査会の答申を受けて 裁決の準備中	
		答申を受けてから 裁決まで 60日超		答申を受けてからの経過日 数 60日超
平成29年度 (比率)	618 (100)	114 (18.5)	189 (100)	123 (65.1)
平成28年度 (比率)	856 (100)	65 (7.6)	241 (100)	168 (69.7)

審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要した事案114件及び調査日現在、裁決の準備中で、既に審査会の答申を受けてから60日超を経過している123件を、行政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表18-① 審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	裁決 件数	日 数 区 分			
		61～70	71～90	91～180	181～
金融庁	4	3	0	1	0
法務省	8	3	1	0	4
外務省	20	1	1	5	13
文部科学省	3	0	2	1	0
国土交通省	9	0	0	4	5
防衛省	70	4	6	25	35
計	114	11	10	36	57

(注) 各事案の概要については、資料11を参照。

表18-② 調査日現在、裁決の準備中としている事案のうち、
審査会の答申を受けてから既に60日超を経過しているもの

(単位：件)

行政機関名	裁決 準備中件数	日 数 区 分			
		61～70	71～90	91～180	181～
外 務 省	42	0	0	0	42
国土交通省	9	0	0	0	9
防 衛 省	72	0	0	1	71
計	123	0	0	1	122

(注) 各事案の概要については、資料12を参照。

これらの理由について、関係行政機関では、審査請求事案の処理に当たり関係部署との調整や検討に時間を要したこと、処理担当課の所管業務が著しく多忙であったこと等を挙げている。

これらの事案については、情報公開窓口と審査請求事案の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能であると考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、表19のとおり、平成29年度に新たに諮問を受けた610件及び28年度からの持ち越し事案311件の計921件から、途中で取り下げられた15件を除いた計906件の諮問事案に対し、566件の答申を行っている。この566件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した行政機関の長）の開示・不開示の判断を妥当としたものが451件（79.7%）、一部妥当でないとしたものが82件（14.5%）、妥当でないとしたものが33件（5.8%）となっている。

表19 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	審査会	新規 諮問 件数	前年度か らの持ち 越し件数	計	答申件数	答申類型			取下げ 件数	次年度に 持ち越し した件数
						諮問庁の 判断は妥 当である としたも の	諮問庁の 判断は一 部妥当で ないとし たもの	諮問庁の 判断は妥 当でない としたも の		
平 成 29年度	総務省	610	311	921	566	451	82	33	15	340
	会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (比率)	610	311	921	566 (100)	451 (79.7)	82 (14.5)	33 (5.8)	15	340
平 成 28年度	総務省	574	588	1,162	839	665	122	52	12	311
	会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (比率)	574	588	1,162	839 (100)	665 (79.3)	122 (14.5)	52 (6.2)	12	311

- (注) 1 諮問庁では、複数の審査請求事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があります。表14の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越しした件数」の件数、表17の「当該年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。
- 2 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表20のとおり、平成29年度に新たに18件が地方裁判所に提起されている。

この18件及び前年度から係属している24件の計42件のうち、平成29年度には、18件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所（第一審）の判決を不服として11件の控訴事件（前年度から係属している5件を含む。）が係属し、そのうち7件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告又は上告受理の申立てを行ったものが6件（前年度から係属している4件を含む。）あり、これら6件全てについて判決が出されている。

なお、平成29年度に新規提訴された18件のうち10件は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条第4項の規定に基づいて特定管轄裁判所に提訴されたものである。

表20 情報公開に関する訴訟の状況

(単位：件)

		平成29年度	平成28年度
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	18	18
	前年度から係属	24	22
	係属 計	42	43
	判決	18	11
	取下げ	2	5
	審理中（次年度に持ち越し）	22	27
高等裁判所 (控訴審)	新規控訴	6	7
	前年度から係属	5	6
	係属 計	11	13
	判決	7	6
	取下げ	0	1
	審理中（次年度に持ち越し）	4	6
最高裁判所 (上告審)	新規上告	2	5
	前年度から係属	4	4
	係属 計	6	7
	判決	6	4
	取下げ	0	0
	審理中（次年度に持ち越し）	0	3

(注) 判決の概要については、資料13を参照。

5 手数料の減免

法第16条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「令」という。）第14条第1項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けているとき等）は、行政機関の長は、開示請求1件につき2,000円を限度として当該手数料を減免することができることとされている。

この手数料の減免制度により、平成29年度には、表21のとおり、33件の申請があり、うち32件について減免がされている。

なお、令第14条第4項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができることとされているが、平成29年度は減免された例はなかった。

表21 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

	令第14条第1項による減免							令第14条第4項による減免
	申請件数	減 免		減免を認めなかったもの	審査中	取下げ		
		生活保護	その他					
平成29年度	33	32	9	23	1	0	0	0
平成28年度	35	32	4	28	2	1	0	9